

令和5年度(2023年度)
ひきこもり支援の居場所設置推進助成金
募集要項

趣 旨	ひきこもり状態の人やその家族が抱える悩みや課題を受け止めながら、誰もが安心して集い、過ごすことができる「居場所」の設置の推進を支援します。
対象となる「居場所」	助成対象となる「居場所」は次のとおりです。 ○令和6年3月10日までに新たに開設されるもの。 ○県内で開設され、営利を目的としないもの。(オンライン形式は、県民を対象とするもの。) ○少なくとも月1回以上、継続的に開催されるもの。 ○利用対象者は、ひきこもり状態にある者や家族のほか、高齢者、子ども等地域の幅広い住民を受け入れ対象としても差し支えないが、ひきこもり当事者等が利用しやすい環境等に配慮されているもの。 ○現場を統括する責任者及び当事者や家族からの相談に適切に対応できる人員(兼務可)を配置するとともに、関係機関(県ひきこもり支援センター、市町村、まいさぼ、社協等)と連携を図る体制が整っているもの。 ○食事等を提供する場合は、無料又は低額(実費相当程度)の料金とされているもの。また、保健所の指導に従い衛生管理が十分配慮されているもの。 ○活動内容が公序良俗に反しないもの。
対象団体	助成対象となる団体は、以下のすべてを満たす社会福祉法人、NPO法人又は任意団体等とします。 ○2人以上から構成され、規約等が作成されていること。 ○宗教的又は政治的活動を主たる目的とした団体等でないこと。 ○暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。 ○同一年度にこの補助金のほかに地域発元気づくり支援金等県の補助金等を受けていないこと。
対象経費	新たな居場所を設置する場合に必要な費用とします。 (需用費、役務費、使用料及び賃借料、謝金、旅費等) ※領収書またはレシート等により支払いが確認できるものに限りです。 ※支払い済の費用、また1件あたり10万円以上の物品で1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりません。
申請受付	令和5年7月1日から令和6年2月末まで (※助成額の合計が予算額に達した時点で受付は終了します。)

助 成 額	<p>助成限度額は、1事業年度1か所あたり10万円となります。</p> <p>※実際の助成決定額は、申請内容等を確認したうえで決定します。採択されない場合もありますのでご了承ください。</p> <p>※実績報告時に助成対象経費が助成金額を下回る場合は、差額を返金していただきます。</p>
申請方法	<p>助成申請書（様式1-1）を記入のうえ、関係書類を添付してご提出ください。</p> <p>助成申請書は長野県社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>URL : http://www.nsyakyo.or.jp/</p>
助成決定等	<p>（1）助成の決定 提出された助成申請書をもとに現地調査等を踏まえた審査後、申請団体にお知らせします。</p> <p>（2）助成金の送金（概算払い） 助成決定後、随時指定口座に送金します。</p> <p>（3）実施報告書（様式2-1）の提出 事業実施後は、実施報告書に関係書類を添付してご提出ください。</p>
助成決定後の留意事項	<p>新たな居場所の運営においては、次の事項に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の良き理解者となるよう努めるとともに、丁寧な支援を行うこと。 ○知り得た利用者の個人情報や秘密の保持に十分配慮すること。 ○良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。 ○必要に応じて関係者にひきこもり支援に関する研修等を受講させること。
申請及び問合せ先	<p>社会福祉法人長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ</p> <p>〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1</p> <p>TEL : 026-228-4244 / FAX : 026-228-0130</p> <p>E-mail : kikaku@nsyakyo.or.jp</p>